

○ 湖南衛生組合管理者の職務を代理する職員を定める規則

昭和38年 5 月 6 日

規則第 1 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第152条第3項の規定により組合管理者の職務を代理する職員は次のとおりとする。

総務課長の職にある職員

付 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和38年 5 月 6 日から適用する。

付 則（昭和43年 3 月 1 日規則第 1 号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和40年 8 月 16日から適用する。

付 則（昭和57年 4 月 1 日規則第 2 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年 3 月 27日規則第 1 号）

この規則は、平成19年 4 月 1 日から施行する。